国民健康保険税　税率などが変わります

税制改正および国の「保険料水準統一加速化プラン」の策定・公表に伴い、令和12年度までに保険料水準の統一の取り組みが必要なことから、令和８年度国民健康保険税率などを改正しました。令和８年４月からの国民健康保険税の納税通知書および納付書などは７月中旬ごろに送付します。

【改正内容】

①保険料水準の統一化に向け、区分ごとに税率等を変更

区分	所得割（%）			均等割（円）			平等割（円）		
	医療費分	後期高齢者支援分	介護分	医療費分	後期高齢者支援分	介護分	医療費分	後期高齢者支援分	介護分
［改正前］令和７年度	8.70	2.10	1.70	21,000	4,500	4,400	27,000	9,000	6,800
【改正後】令和８年度	8.80	2.35	1.85	23,900	6,000	6,000	27,800	9,000	6,900

②子ども・子育て支援納付金分の創設

区　分	所得割	均等割	平等割
税率等	0.29%	18歳以上被保険者１人当たり1,100円	１世帯当たり1,000円

～子ども・子育て支援金制度とは～

全世代や企業から支援金を拠出し、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて子育て世帯や子どもを社会全体で応援する仕組みです。

Q.いつから始まるの？

→子ども・子育て支援納付金分として令和８年４月分の各公的医療保険料から徴収します（白老町国保は７月中旬ごろ通知）。

詳しく知りたい方は

・子ども・子育て支援金制度の概要等については右の２次元コードから
・子ども・子育て支援金に関する質問、ご意見等は専用コールセンターへ

子ども・子育て支援金制度　専用コールセンター
℡０１２０－３０３－２７２　（日曜・祝日除く９時～18時）

こども家庭庁ホームページ

町民サービス課 国保年金係　☎８２－２３２５